令和元年10月1日から

保育所(園),認定こども園_(保育部分),事業所内保育所に通っている 3歳児から5歳児までの保育料が無償になります。

※0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯に限り、保育料が無償になります。

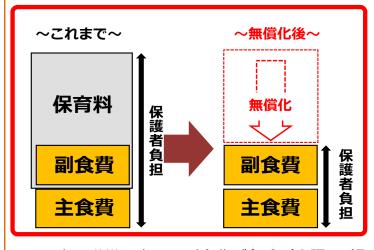
保育料無償化のための手続きは不要です。

※**副食費の免除については手続きが必要な場合があります。**(対象者に別途ご案内します)

無償化の内容

- ○3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償になります。
 - ※2019年度(令和元年度)に対象となるのは、2016年(平成28年度)4月1日以前に生まれた子どもです。
- 0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ保育料が無償になります。
- ※2019年度(令和元年度)に対象となるのは,2016年(平成28年度)4月2日以降~2019年(令和元年度) 4月1日以前に生まれた子どもです。
- ○無償になるのは、保育料のみです。主食費・副食費(おかず代等), 延長保育料、実費徴収費用等は、これまでどおり保護者負担となります。
- 0歳児から2歳児までの保育料については、今後も第2子減免や第3子以降免除を行います。

3歳児から5歳児までの副食費について



3歳児から5歳児までの副食費(おかず代等) は、今までは左図のとおり保育料に含んでご負担 いただいておりました。この度の無償化制度は、 保育料のみが対象ですので、引き続き副食費は保 護者の皆様のご負担となります。

※<u>0歳児から2歳児まで</u>は、今後も保育料に主食 費・副食費が含まれますので、<mark>別途ご負担いただ</mark> **くことはありません。**

- ※次の世帯の方は、副食費が**免除(上限:月額4,500円**)になります。
- ①年収360万円未満相当世帯…保育所等に通う全ての子どもの副食費が免除【手続き不要】
- ②年収360万円以上相当世帯…3人目以降の副食費を免除(2人目までは全額必要)
 - (A) **小学校就学前まで**の子どもが3人以上いる場合→【**手続き不要**】
 - (B) **監護・養育する**子どもが3人以上いる場合 → **【手続き必要】** ※
 - ※は笠岡市独自減免制度であり手続きが必要です。対象者に別途ご案内します。

問合せ先:笠岡市役所こども部こども育成課 Tel:0865-69-1011